

柳町まちづくり会の規約について

【基本方針（案）】

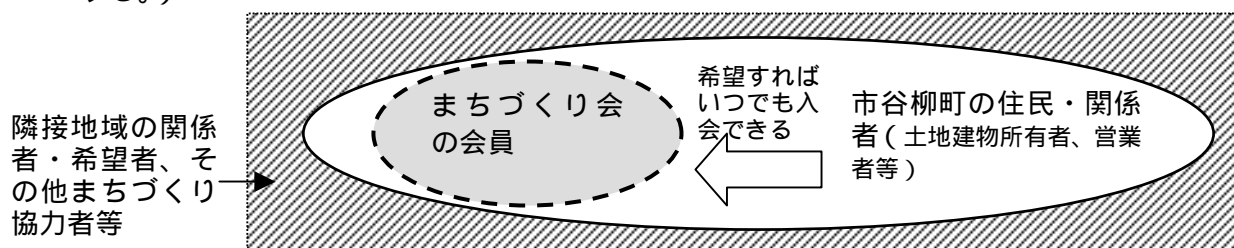
まちづくり会の区域について：

まちづくりを考える対象区域は、当面「市谷柳町」の範囲とするが、将来、周辺地域へ広げていくことも視野に入れる。したがって、会員としては、周辺地域の関係者も参加することができることにする。（第 3 条の「その他入会を希望するもの」）

会員について：

まちづくり会の会員は、自由意思で会員となったものとする。また、いつでも入会できるととする。（会員として、名簿に載せるなどの確認は必要）

なお、当面、会費を徴収するしくみにはしない。（だれでも気軽に参加できることを重視する。）



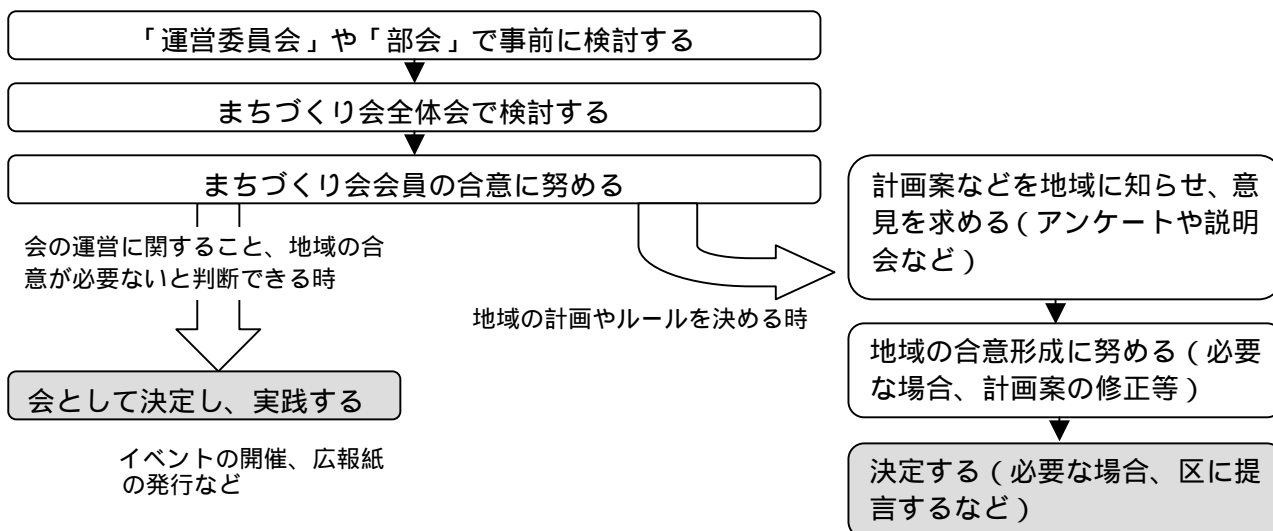
活動目標について：

地域の人々への情報提供や合意形成に配慮しつつ、まちづくりの構想や計画をつくることを目標として明確にする。あわせて、イベントや歴史・文化の発掘・PR など様々なまちづくり活動も行うことを明記する。

まちづくり会の運営について：

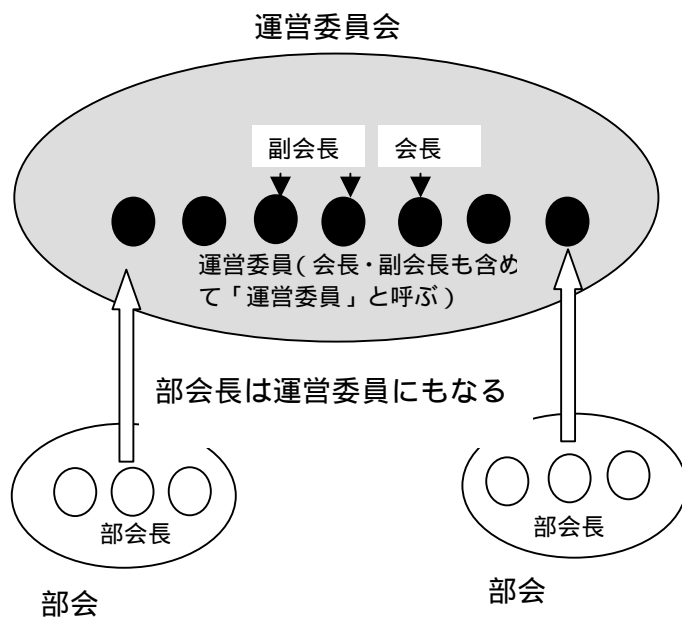
- 1) 会議には、誰でも（会員以外も傍聴者として）参加できるようにする。ただし、傍聴者は発言する際に了承を得るなどのルールは決めておく。
- 2) 今後課題となると思われる道路拡幅に伴う開発事業については、会として必要に応じて事業者の出席や資料の提供を求めることができるようにする（ただし、強制力はない）。
- 3) 会として決定する時は、全体会で決めることを原則とする。
- 4) 構想、計画やルール（地区計画等）を決める時は、市谷柳町全体の住民・関係者に知らせ、合意形成に努める。

〔会としての決定手順について〕



役員（運営委員）部会等について：

- 1) 会の運営をスムーズに進めるため、「運営委員会」を置き、その中に、会の運営責任者として会長・副会長等を置く。
- 2) 部会は、今後会の活動に合わせて、必要な部会を設置できるようにしておく。なお、部会ができた時には、部会長を置き、部会長は自動的に運営委員になるものとする。



柳町まちづくり会規約

(名称)

第1条 この会は、柳町まちづくり会（以下「まちづくり会」という）と称する。

(目的)

第2条 まちづくり会は、市谷柳町を対象地区とし、環状3号線の拡幅事業に伴い、地区の特性を活かしたまちづくりを推進することを目的とする。

(構成)

第3条 まちづくり会は、市谷柳町に居住する者、業を営むもの、土地・建物を所有する者（以下「関係住民」という）、関係する地域組織・団体に属する者、その他入会を希望する者によって構成する。

2 まちづくり会の会員は、自由意思により参加した個人とする。

(会員の責務)

第4条 まちづくり会の会員は、まちづくりを進めるため、相互の信頼にもとづき協力し合わなければならない。

(まちづくり会の活動)

第5条 まちづくり会は、第2条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) まちづくりに関する情報の収集および関係住民への提供につとめる。
- (2) まちづくりに必要な調査、研究を行う。
- (3) 関係住民の同意につとめ、まちづくりに関する構想、計画をまとめる。
- (4) まちの親睦や交流を目的としたイベント等を開催する。
- (5) まちづくりに関する関係住民の活動への支援、協力を行う。
- (6) その他、まちづくりに進めるために必要なことを検討し、実施する。

(運営委員会等)

第6条 まちづくり会を円滑に運営するため運営委員会を置き、運営委員は、会員の互選により選出する。

2 運営委員の中から、会長1名、副会長若干名を互選し、会員の承認を得る。

[解説]

まちづくりの対象地区は、当面、市谷柳町区域とし、まちづくりの進展状況に応じて周辺への参加を呼びかけていく。

周辺地区住民の参加は、第3条「その他入会を希望する者」に該当する。第3条「その他入会を希望する者」は、まちづくり会に対して協力していただける人全般に適用できる。

まちづくり会の会員は、自由意思による個人を原則とし、地域組織からの参加であっても、必ずしも組織を代表する立場ではないことを確認している。

(3) まちづくりに関する構想・計画・ルールを、地区住民の合意をもとにつくることを明確化している。

(4)(5) その他、イベント等様々なまちづくり活動を行うことを明記している。

会を運営するための運営委員会（現状の「小委員会」）を置き、その中に会長・副会長を置くこととしている。

運営委員会は、予備的検討を行う場であり、決定はまちづくり会の会議ということになる。

- 3 会長は、まちづくり会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。
- 5 会長は、必要に応じて運営委員会を開催し、まちづくり会の運営に関する予備的検討を行う。
- 6 運営委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(運営等)

第7条 まちづくり会の会議は、会長が招集し、主催する。

- 2 まちづくり会において必要と認められたことは、随時関係住民に知らせ、意見を求める。
- 3 まちづくり会において決定すべき事項は、合意に達するまで相互に努力する。
- 4 まちづくり会の会議は公開とし、まちづくり会が認めたモノは意見を述べるができる。
- 5 区は、まちづくり会の会議に出席し、意見を述べるができる。
- 6 まちづくり会は、必要に応じて、区に対して専門家の出席および資料の提供を求めることができる。
- 7 まちづくり会は、必要に応じて、地区内の開発行為・建築行為等に関係する者に対して会議への出席および資料の提供を求めることができる。

(部会等)

第8条 まちづくり会は、まちづくりの推進およびまちづくり会の運営に関する予備的検討を行うため、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会は、部会長を置き、部会長は部会を主宰する。
- 3 部会長は、運営委員となる。

(事務局)

第9条 まちづくり会の事務局は、会長宅に置く。

(規約の改正)

第10条 この規約に変更の必要が生じた時は、まちづくり会において検討のうえ変更するものとする。

附則

この規約は、平成17年2月23日から施行する。

6：運営委員の任期は2年とし、会員の任期は特に定めていない。

3：多数決の規定は設けず、合意に達するまで努力することをうたっている。

4：会議の傍聴は自由としている。

5：区担当者の出席等を保障している。

7：道路拡幅に伴う開発事業者等に対して、事前に出席や資料提供を求めることができる規定。(事業者に対して強制力はないが、会としての立場を明確にする意味で規約に載せる案)

部会のイメージ

- ・広報部会：まちづくりだよりの編集・発行等
- ・歴史・文化部会：計画づくりとはほかに、柳町の歴史文化を発掘し、広める活動等
- ・外苑東通り沿道部会
- ・その他